

申込みのしおり 都営住宅（高齢者集合住宅）生活協力員 及び特定公共賃貸住宅入居者の募集

（令和6年4月現在）

今回の募集は、都営住宅（高齢者集合住宅）の生活協力員及び同住宅に併設する特定公共賃貸住宅の入居者募集です。

生活協力員は、高齢者集合住宅の入居者を対象として、入居者の安否の確認や緊急時の対応、疾病に対する一時的な介助、日常生活の相談、情報提供、関係機関への連絡、生活相談室及び団らん室の管理などを行っていただきます。また、生活協力員の属する世帯は、併設する特定公共賃貸住宅の入居申込者となります。

生活協力員は高齢者福祉に理解があり、入居者の生活支援に熱意があることなど、一定の基準内の方でなければ申込みができません。虚偽の申込み等により、失格となる場合がありますので、このしおりをよく読んで間違えのないようにお申込みください。

該当住宅 瑞穂町むさし野1-5（1名）
申込みできる方 2人以上の家族（単身は不可）
受付場所 瑞穂町福祉部高齢者福祉課窓口（役場庁舎1階）
受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始を除く）

申込みをするとき

1 まずは、以下の内容をご連絡ください。

- ①氏名、住所、電話番号、家族構成
- ②世帯全員の所得金額の合計 ※おおよその金額で構いません。

2 ワーデンの資格要件を満たしている場合は、以下の書類を添付してお申込みください。

- ①高齢者集合住宅生活協力員及び特定公共賃貸住宅使用申込書
- ②住民票

※同居する家族がすべて記載されており、本籍、続柄等が省略されていないこと

③所得を確認する書類

本人及び同居する家族のうち、所得のある方の最新の住民税・都民税課税（非課税）証明書

※別途、源泉徴収票、所得税確定申告書控え（税務署の受付印のあるもの）等、収入を証明する書類が必要となる場合があります。

3 書類審査後、お申込みいただいた方の面談を実施し、瑞穂町から東京都住宅供給公社への推薦者を決定します。推薦者となった方につきましては、後日、東京都住宅供給公社の資格審査に係る書類提出のご案内をさせていただきます。※申込みから入居までは、4か月以上かかります。

- 申込みは、1世帯につき1通です。同一人の氏名を、2通以上の申込書に記入するなどの二重申込みは無効となります。
- 他の募集（公的住宅含む）で、すでに合格、登録されている方は、申込みできません。

申込資格

申込みのできる方は、委託契約時に無職で、契約後は生活協力員業務に専念でき、次の①～⑤のすべてにあてはまる方に限ります。

① 申込者本人が東京都内に引き続き3年以上居住していること

- (1) 申込者本人が、東京都内に継続して3年以上居住している成年者（20歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - (2) 外国人については、中長期在留者で（1）のほかに、継続して在留資格を有しており、その住民票の写しで証明できること。
- ※生活協力員となる方は、20歳以上おおむね55歳未満の方。

② 同居親族がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。（同居親族の範囲は、申込者の6親等内の血族、配偶者（含内縁）、3親等内の姻族及び婚約者までです。）

また、外国人の同居親族については、中長期在留者で申込期間から継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまる必要があります。
 - (ア) 婚約者…入居手続きの時までに入籍できること。
 - (イ) 申込書配布期間内に申込者と税法上の扶養関係にあること。
 - (ロ) 単身で居住されている方、または誰からも扶養されていない方で2親等内直系血族または直系姻族（申込者または配偶者の父母・祖父母・子・孫・申込者の子及び孫の配偶者）であること。ただし、高齢者世帯および心身障害者世帯については、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。
- (2) 次のように家族を分割しての申込みはできません。
 - (ア) 夫婦が別居する申込み
 - (イ) 結婚、転勤、就職等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み
- (3) 内縁関係の場合、申込書配布期間以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の妻（夫）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (4) 申込み後は申込者・同居親族の変更はできません。（出生・死亡等の場合は除きます）

③ 世帯の所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
⇒ 6ページをご覧ください。

④ 住宅に困っていること

入居する方に住宅または土地の所有者がいる場合（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。）、公営住宅等（都営住宅・区市町村営住宅等を含む。）の名義人がいる場合は原則として申込むことができません。ただし、次に該当する場合は申込むことができます。

- (1) 最低住居面積水準未満（例：4人世帯で50㎡未満、5人世帯で56㎡未満）、住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、高齢者集合住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
→入居手続きの時までに取りこわしの契約書等で確認します。

- (2) 差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。
→資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でないこと

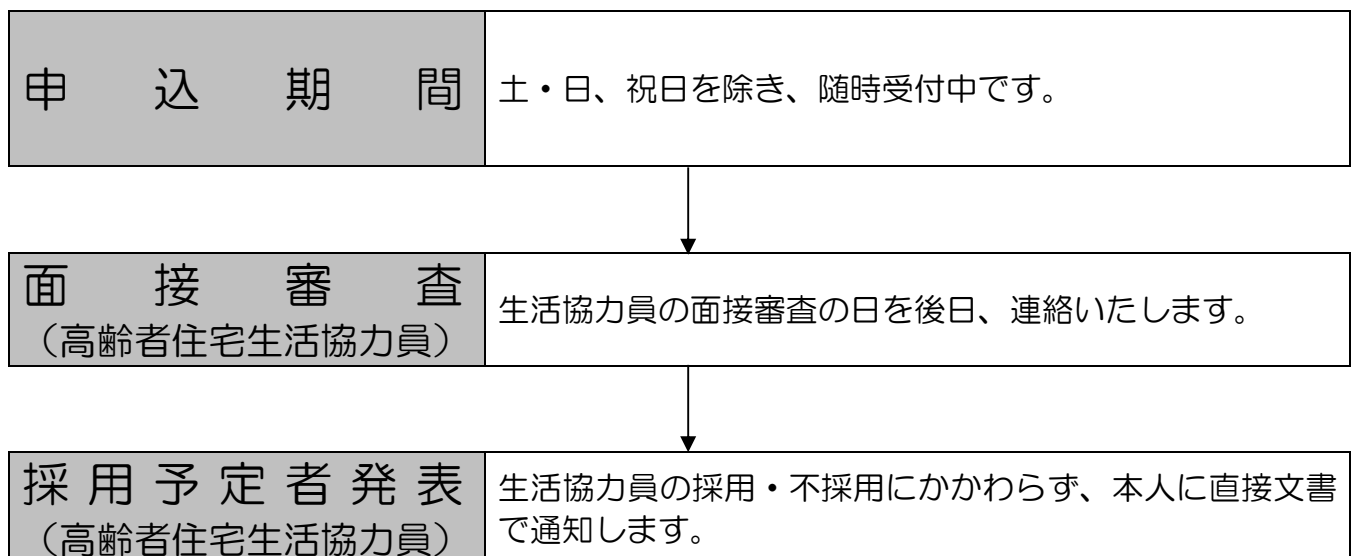
ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

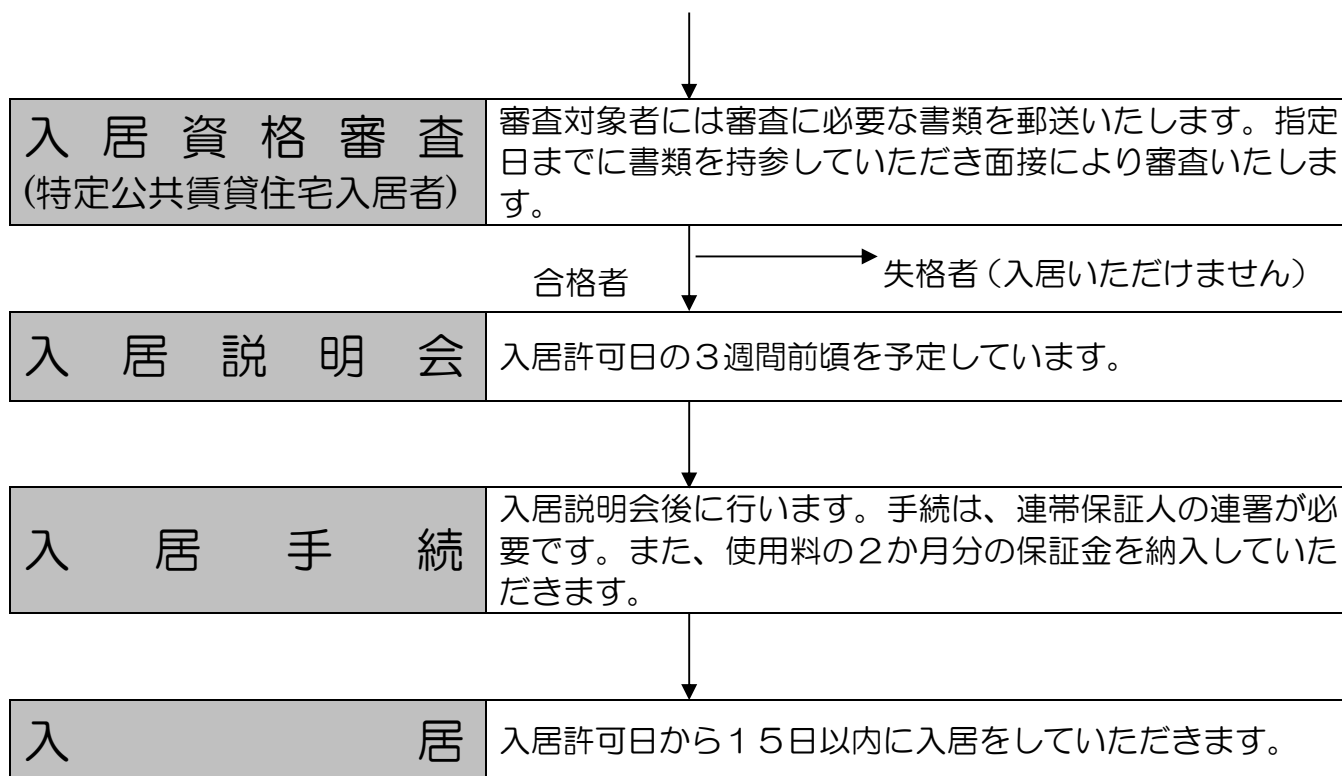
生活協力員の業務等

- ① 入居者の安否の確認に関すること。
- ② 入居者の緊急時の対応に関すること。
- ③ 入居者の疾病等に対する一時的な介助に関すること。
- ④ 入居者の日常生活の相談に関すること。
- ⑤ 入居者への情報提供に関すること。
- ⑥ 関係機関との連絡に関すること。
- ⑦ 生活相談室及び団らん室の管理に関すること。
- ⑧ その他入居者の安心な生活の支援に関すること。
- ⑨ 生活協力員の休日
土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日とし、この休日は原則として業務は行わないものとしますが、入居者の緊急時の対応に関する業務はこの限りではありません。
- ⑩ 生活協力員は、町と業務の委託契約を行っていただきます。
- ⑪ 業務委託料は予算の範囲内（月額100,000円程度）とします。
- ⑫ 特定公共賃貸住宅の使用料（公益費を除く）の一部を助成します。

申込みから入居まで

（特定公共賃貸住宅入居者・高齢者集合住宅生活協力員）





※連帯保証人の資格は次のとおりです。(一緒に入居される方は連帯保証人にはなれません。)

- ① 日本国内に住所を有する成人の方
- ② 毎月継続した収入があり、年間所得金額 240 万円以上(給与・年金所得者の場合は年間支払金額合計 367 万 6 千円)以上の収入の方。
- ③ 住所・氏名・生年月日などが確認できる書類及び所得を証明する書類を提出できる方

募集する住宅

【 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 】

申込番号	管理開始	所在地	戸数	使用料(予定)	間取り
1	入居次第	むさし野 1-5	1戸	55,400円	3DK

【 注 意 事 項 】

- 使用料のほかに共益費(月 500 円程度)の負担があります。
- 敷地内には生活協力員用駐車場を確保していますが、使用に当たっては使用許可を受けてから使用していただきます。使用料は使用者の負担になります。
- 住宅使用权の継承は認めません。
- 特定公共賃貸住宅申込資格、生活協力員申込資格等の要件が無くなった場合には、お住まいの住宅を明け渡していただきます。

所得基準表の見方

① まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは	事業所得とは	年金所得とは
<p>給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。</p> <p>給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。</p>	<p>事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。</p> <p>たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。</p> <p>これらの所得は確定申告書でお確かめください。</p>	<p>厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。</p> <p>なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。</p>
↓	↓	↓
7ページをご覧ください	9ページをご覧ください	10ページをご覧ください

★所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- ② 給与所得、事業等所得については、過去に収入があっても、申込日現在失業、廃業で収入がない場合はその収入に限り所得を0円とします。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）
- ③ 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、令和6年3月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）

ア 申込日以降に結婚のため

イ 現在妊娠中で出産のため

② 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の家族全員（申込をする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額)－(特別控除金額 P.12②)
合 計	

※特別控除金額はP 11～12をご覧ください。

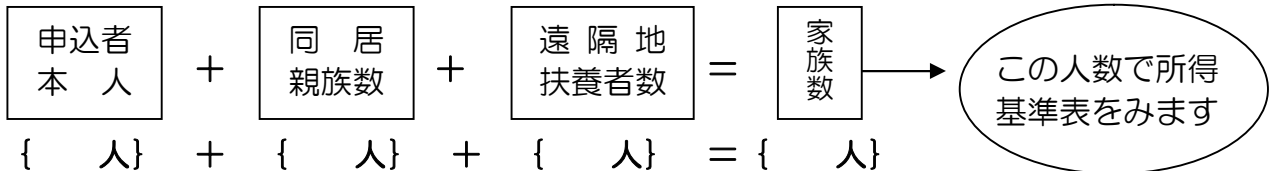
特別控除金額 P.11 ①

あなたの家の所得金額

－ =

③ 家族数は何人ですか？

① 所得基準表の家族数とは



出産する予定があっても申込みのとき生まれていなければ、家族数に含まれません。

遠隔地扶養者数とは

入居はしないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。

たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

② 申込みをする家族数とは

実際に都営住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

④ 所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所得金額
2人	2,276,000円～6,224,000円
3人	2,656,000円～6,604,000円
4人	3,036,000円～6,984,000円
5人	3,416,000円～7,364,000円
6人	3,796,000円～7,744,000円
7人	4,176,000円～8,124,000円

給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

① 現在の勤め先へ就職した日が 令和5年1月1日以前の方

{源泉徴収票の方}

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335	氏名 瑞穂 太郎	(受給者番号)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
給料・賞与	2,386,998	1,588,800	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の額	社会保険料の控除額
有 無 従有 従無	老人 特別 老人 特別	扶養 親族 扶養 親族	社会 保険料 社会 保険料
	千円	千円	千円

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

★この金額が所得金額です。

{源泉徴収票のでない方}

令和5年1月から令和5年12月までの税込支給額を合計し、申込書の「総収入額」の欄に記入し、8ページの計算式で年収を所得金額に換算します。

② 現在の勤め先へ就職した日が 令和5年1月2日以降の方

現在の勤め先でのあなたの月別収入を記入してください

働いた月	給与収入 (諸手当)	賞 与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	収入計	賞与計

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

- 就職した日が令和5年1月2日から令和6年2月1日までの方
(令和5年2月から令和6年1月までの合計となります。)
収入計 賞与計 推定年収
[] + [] = [] → 総収入額欄へ記入
- 就職した日が令和5年2月2日以降の方
就職した翌月から令和6年1月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを1.2倍します。
それに、その間の賞与を加えます。
[] 収入計 賞与 推定年収
————— × 1.2 + [] = [] → 総収入額欄へ記入
- 就職した日が最近で、まだ1ヶ月分の給料が支給されていない方
基本給、家族手当、住居手当など毎月必ず支給される
固定的給与を1.2倍してください。
固定的給与 推定年収
[] × 1.2 = [] → 総収入額欄へ記入

※ 病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額になおす計算式

(1) 0円～1,627,999円の方

年 収 額	計 算 式 と 所 得 金 額
550,999 円まで	所得金額は 0 円
551,000 円から 1,618,999 円まで	所得金額 (年 収 額 円) - 550,000 円 = (円)
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	所得金額は 1,069,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	所得金額は 1,070,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	所得金額は 1,072,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	所得金額は 1,074,000 円

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方

収入金額の合計額を「4」で割り、千円未満の端数を切り捨て、算出金額Aを出す。

[例] 年収額が 2,386,998 円の場合

2,386,998 円 ÷ 「4」 = 596,749.5 千円未満切り捨て ⇒ 596,000 円 (算出金額A)

年 収 額	計 算 式 と 所 得 金 額
1,628,000 円から 1,799,999 円まで	算出金額A 所得金額 (円) × 2.4 + 100,000 円 = (円)
1,800,000 円から 3,599,999 円まで	算出金額A 所得金額 (円) × 2.8 - 80,000 円 = (円)
3,600,000 円から 6,599,999 円まで	算出金額A 所得金額 (円) × 3.2 - 440,000 円 = (円)

(3) 6,600,000円 以上の方

年 収 額	計 算 式 と 所 得 金 額
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	年間総収入額 所得金額 (円) × 0.9 - 1,100,000 円 = (円)
8,500,000 円以上	年間総収入額 所得金額 (円) - 1,950,000 円 = (円)

前ページで計算した
年間総収入額

上記計算式での
計算結果

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

事業所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が 令和5年1月1日以前の方

[確定申告をしている方]

令和5年分の所得税の確定申告書(一般用)

② 所得から差し引かれる金額(二面のつづき) ③ 納める税金の計算(単位は円)

障害者控除 障害者の氏名(特別障害者は氏名を〇〇で囲んでください) 控除 障害者1人につき27万円(21) 円	配偶者控除 配偶者の氏名 控除 控除額については、「書きかた」を参照してください。(22) 円	特別控除 配偶者 控除額については、「書きかた」を参照してください。(23) 円	配偶者の合計所得金額	所得の収入各欄の左側の収入欄から移記してください。(4)	営業 (3) 5 0 6 9 1 0 ① 1 4 8 8 8 0 0	農業	その他の事業	不動産	利子	配当	給与	公的年金等	その他	短期(5)	長期(6)	一時(7)	合計 1 4 8 8 8 0 0 ⑩
扶養控除 氏名 続柄 生年月日 控除額(万円)	配偶者控除 氏名 続柄 生年月日 控除額(万円)	障害者控除 氏名 続柄 生年月日 控除額(万円)	障害者控除 氏名 続柄 生年月日 控除額(万円)	障害者控除 氏名 続柄 生年月日 控除額(万円)	短期(5) ⑧+{(5)+(6)}×2%	長期(6)	一時(7)	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

④ 事業専従者 (●の計算で、専従者控除額を差し引いた場合に書いてください。)

氏名	続柄	生年月日	従事月数	仕事の内容、従事の程度
専従者控除額の合計額(円)				8 0 0 0 0 0

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

※ 妻や子供を事業専従者としている場合はそれぞれの専従者給与額を8ページの計算式で所得に換算して申込書の所得金額欄に記入してください。

[確定申告をしていない方]

令和5年1月から令和5年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が 令和5年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときからの月別 収入、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

※病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算をしてください。

(1) 現在の仕事を始めた日が R5 年 1 月 2 日から R6 年 2 月 1 日までの方

{R5 年 2 月から R6 年 1 月までの合計となります。}

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が R5 年 2 月 2 日以降の方

現在の仕事を始めた翌月から R6 年 1 月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを 12 倍します。

所得金額合計

× 12 =

営業した月数

推定所得金額

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

年金等を受けている方

- ◎ 年金の「所得金額」は、受給した金額ではありません。
- ◎ 令和5年1月から令和5年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、「遺族」「障害」にかかる年金は除きます。

① 令和5年12月以前から年金を受けている方

「令和5年分公的年金の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。
「源泉徴収票」の場合

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票 郵便はがき

種別	支払金額(平成10年中に支払った金額)	源泉徴収税額
年金	*****1,930,096 円	*****0 円
申告書の提出	本人	控除対象配偶者の有無等
有 無	特別障害者 その他の障害者 老年者	有 無 老人控除対象配偶者の有無 有 無
*		*
扶養親族の数		障害者の数(本人以外)
特定 老人 その他	特 別 その他	
0人 0人 0人	0人 0人	

163 新宿区 東京

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 令和5年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で「所得金額」に換算してください。

年金収入を所得金額になおす計算式

年齢が65歳以上

年金合計金額の範囲	計 算 式 と 所 得 金 額
1,100,000円まで	所得金額は0円
1,100,001円から 3,299,999円まで	年金額の合計 所得金額 (円) - 1,100,000円 = (円)
3,300,000円から 4,099,999円まで	年金額の合計 所得金額 (円) × 0.75 - 275,000円 = (円)

年齢が65歳未満

年金合計金額の範囲	計 算 式 と 所 得 金 額
600,000円まで	所得金額は0円
600,001円から 1,299,999円まで	年金額の合計 所得金額 (円) - 600,000円 = (円)
1,300,000円から 4,099,999円まで	年金額の合計 所得金額 (円) × 0.75 - 275,000円 = (円)

年金のほかに収入がある方はそれぞれの所得を計算し2段書にしてください。

● 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの (申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㊦老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	
㊧特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方	
㊨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	㊩の特別障害者控除を受ける方は、㊨の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

①の特別控除額の合計

万円

6ページ①の特別控除

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㊦ 寡婦控除	27 万円	申込者本人または同居親族で、夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次の1、2の両方に当てはまる方 1 年間所得金額が 500 万円以下の方 2 扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額より少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		申込者本人または同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得が 500 万円以下の方 (「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。)	
㊧ ひとり親控除	35 万円	申込者本人または同居親族で、現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、次の1、2の両方に当てはまる方 1 年間所得金額が 500 万円以下の方 2 生計を一にする子を有する方	

㊧ひとり親控除 に該当する方は、㊦寡婦控除 の適用はありません。

「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合です。
 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が 48 万円以下であること。

②の特別控除額の合計

万円

6 ページ②の特別控除